

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

吸収合併の場合の被合併法人における役員退職給与の税務上の取扱いについて

《内容》

関与先の甲社とA社において、このたび100パーセント子会社のA社を吸収合併することとなりましたが、A社の役員10名のうち5名は合併を機に退職し、他の5名は甲社の役員に就任する予定です。この場合、これらの5名の役員の退職金については、すべて被合併法人であるA社において支給することになるのですか。

『答』

- 1 合併に際し退職したA社の役員 5名に支給する退職給与の額が合併承認総会等において確定されない場合において、A社が退職給与として支給すべき金額を合理的に計算し、合併の日の前日の属する事業年度において未払金として損金経理したときは、損金算入が認められます。
- 2 また、A社の役員の中から甲社の合併法人の役員となった他の 5名に対し、合併により支給する退職給与がある場合も上記の損金算入が準用されます。
- 3 さらに、A社における見積額と甲社において具体的に確定し支給された金額との差額については、具体的に確定した日を含む事業年度の合併法人である甲社の損益に算入すべきものと考えられます。

(解説)

- 1 合併に際して退職した被合併法人のA社の5名の役員に対して支給する退職給与の税務上の取扱いについては、その退職給与の額が合併の日の前日までに具体的に確定されない場合でも、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、すなわち最後事業年度の末日までに確定しない退職役員に対する退職給与をその最後事業年度の損金とすることについては、費用の債務確定性との関連において問題なしとはしないが、合併の性質上、被合併法人の役員に対する退職給与は、被合併法人において負担する方が適当であると考えられることから、合理的に見積計上すべきことが妥当と考えられます。

このような考え方から、法人税基本通達9-2-33において、「合併に際し退職した当該合併に係る被合併法人の役員に支給する退職給与の額が合併承認総会等において確定されない場合において、被合併法人が退職給与として支給すべき金額を合理的に計算し、合併の日の前日の属する事業年

度において未払金として損金経理したときは、これを認める。」との取扱いが示されています。

- 2 また、ご質問のケースにおいて、引き続き甲社の役員に就任予定の5名についても、合併を機に退職金を支給する場合には、この取扱いが適用されます。すなわち、法人税基本通達9-2-34において「9-2-33は、被合併法人の役員であると同時に合併法人の役員を兼ねている者又は被合併法人の役員から合併法人の役員となった者に対し、合併により支給する退職給与について準用する。」と規定されています。これは合併法人の役員であると同時に合併法人の役員を兼ねている者又は被合併法人の役員から合併法人の役員となった者に対する退職給与についても、合併により退職給与を支給することは、その打切支給について合理的理由があると認められと考えられたことによります。
- 3 さらに、A社における見積額と甲社において具体的に確定し支給された金額との差額については、具体的に確定した日を含む事業年度の合併法人である甲社の損益に算入すべきものと考えられます。
- 4 なお、この取扱いは、合併に際して被合併法人の役員に支給する退職給与を被合併法人において合理的に計算のうえ未払計上することが前提となっておりますので、合理的に見積もることができない場合には、合併法人においてその額が具体的に確定した日の属する事業年度の損金として経理することができるものと考えられます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。